

<p>第574号 2015年4月17日 共同実施を断念させよう</p>	<h1>東 学</h1>	<p>東京都学校事務職員労働組合 東京都新宿区高田馬場 3-14-14 03-3367-6783 東学 Web <a href="http://tougaku.net/">http://tougaku.net/</a></p>
---	--------------	---

## 新規採用配置と 特別区教育委員会要望

### 1. 事務職員の非常勤化？→新規採用配置へ

今回の事務職員人事異動において、都教委が、正規事務職員を確保できない分については、非常勤職員予算の措置にしたいという話が出たようである。それから一転、新規採用配置に至った。この件については都教委が話し合いを拒否しているため、以下は入手した情報や推測に基づくものであり、不正確な部分もあるかもしれない。

### 2. 事務職員 人事異動顛末（推定）

3月初め頃、都教委より一部の区市町村教委に、「(小中学校には新規採用を置かないという方針なので) 異動希望者の数が足りない。そのため全ての小中学校に正規職員を配置することができないので、確保できなかった分については、非常勤職員の予算を措置する。人を確保してほしい。」と話があった。

このことはその他の区市町村教委へもメールなどで連絡された。そのため対応可能か、どうするのかという話が広まった。

その後、指導室課長の会議で、県費負担教職員制度の趣旨から人を確保するように強く都教委は求められた。

そのため都教委はやむなく都立学校配置予定職員を回すなどして人員を確保。穴の開いた都立学校については、非常勤職員化を前倒して進めたようである。

しかし都立学校は、都庁の中でも新規採用配置の多い職場であり、新規採用も投入しなければ穴が埋まらなかった。

その時点での異動作業日程は例年よりやや遅延となった。内示日程もなかなか示されなかった。同時に今回の新規採用配置を、都教委はぎりぎりまで隠蔽するため、箝口令を敷いたようである。

そして25日以前に内示を行うように強い要望がある中で、24日になんとか内示が行われたが、内示内容については箝口令が続いた。そのため28名(東学調べ)の新規採用が配置された区市町村では、年度末ぎりぎりでの対応をはからざるえなくなった。

### 3. 都・都教委の人事方針破綻？

区市町村立学校の都費事務職員は、区市町村の職員となる。そのため都の職員とは労働条件、待遇面で異なる部分がある。そのため本人同意なしに都←→区市町村ができるかという法的課題がある。

その制約の中で、さらに

①一人職場であり、新規採用職員の研修に向かない職場と言うことで、一切新規採用職員を置かないという方針。(今回破綻)

②事務職員の複数配置校は、国基準では多くあるはず。それにもかかわらず、複数配置を認めないため、新規採用者を置く場合、一人で置くしかない状況がある。

そのため異動希望者のみでは、今回のように人が確保できない問題が生じる可能性があることは容易に推測できたはずである。

県費負担教職員制度で、都・都教委は権限を持つとともに、人を配置する責任を負っているにもかかわらず責任を果たせない状況になってきた。まず破綻？した人事方針を全面的に見直し、国基準を基に人の配置を行い新規採用職員への対応について組合と話し合うべきだ。

#### 4. 特別区教育長会要望

特別区教育長会は、27年度東京都教育関係予算等の策定に関する要望として、都費の事務職員、栄養士の人事権などについて、教員と切り離して、先行して移譲するように求めている。

これは上記のような混乱？をまるで見越していたようなものである。この間、特に近年の都・都教委の人事関係について、強い不満が背景にあることが想像される。その点からも都・都教委は人事方針を見直すべきだ。

一方、都費教職員の人事権移譲については、多くの課題があり、それについての解決はほとんど図られていない。そのなかで事務職員・栄養士を切り離して移譲することには無理がある。指摘されている問題についても、現時点でも軽減していくことが可能なものがされていない場合も少なくない。

また「広域的な調整を必要としない」としているが、教員と同様に島嶼部を含めた広域的な人事調整を事務職員・栄養士も行っている。「必要としないは」言い過ぎではないだろうか。

---

## 特別区教育長会要望

平成27年度東京都教育関係予算等の策定に関する要望

県費負担教職員の人事権の一部先行移譲について 新規追加

### 1 要望文

県費負担教職員のうち、広域的な調整を必要としない事務職員・栄養士の人事権及び定数について、教員の人事権と切り離し、必要な財源とともに先行して特別区に移譲し、地域の実情にあった教育行政を推進できるよう、東京都における条件整備と国の申し入れを要望する。

### 2 説明文

学校教育に関する区民の期待・要望が高まる中、これまで以上の地域の実情にあった教育行政を推進していくためには、地域の状況に対応した人事・組織体制の構築が重要である。

県費負担教職員については、法上特別区の職員であるが、未だに都職員との意識が強い。また、学校の事務職員・栄養士については区費の職員も配置されており、学校現場に都費職員と区費職員とが混在するなど、一体的な人事管理が難しい状況にある。

喫緊の課題である副校長の事務繁忙の軽減についても、学校内における事務改善が必要であり、事務職員における都費職員と区費職員との混在が事務改善を妨げる要因の一つとなっている。

こうした学校現場の組織風土や労務管理上の課題を解決するためにも、特別区において一体的な人事管理・定数管理を行うこと不可欠である。については、広域的な調整が必要としない事務職員・栄養士の人事権及び定数について教員と切り離し、特別区に早急に移譲されたい。

---

**共同実施、定数削減等をはじめとして職場における労働条件の維持・向上のため、今ほど組合の団結の力が必要とされている時はありません。**

**あなたの組合への加入を必要としています。**

加入のお申し込み・ご相談は、下記のところにお問い合わせください。

本部連絡先: 世田谷区若林小学校・事務室 松永哲次 TEL03-3413-0655

地区連絡先: